

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年2月19日

行政書士  
鈴木 隆広 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年1月19日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実に関しては、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第1項の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行うにあたっては、事業計画に定めるところに従わなければならない（法第8条第1項）。また、一般貨物自動車運送事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、法第9条に規定する認可を受けなければならない。

本件において、一般貨物自動車運送事業者 A が令和9年1月1日にその営業所等を B に承継しようとするときには、法第9条の規定により、A と B の双方において事前に当

該営業所等について認可を受けることを要する。

一方で、法第 59 条の規定により、当該認可について、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものの範囲において、条件又は期限を付することができることとされている。

いずれにしても、個別のケースごとに運輸局等に相談されたい。